

情報セキュリティに関する方針

DIC グループは、事業活動を行う上で、DIC グループが保有又は管理する情報資産の保護が重要であることを認識し、情報セキュリティを経営上の重要項目の一つとして位置付け、以下の方針を定めます。

本方針における情報資産とは、DIC グループの事業活動に関して DIC グループが保有又は管理する全ての情報並びに当該情報の管理のためのソフトウェア、ハードウェアその他の設備及びこれらにより構成される DIC グループの情報システムをいうものとします。

1. 情報セキュリティ体制

DIC グループは、DIC グループが保有又は管理する情報資産の適切な管理及び活用を図るに当たり、情報の機密性、完全性及び可用性（※）を維持するため、情報セキュリティに係る社内管理体制を整備します。

2. 法令や社内規程の遵守

DIC グループは、本方針に従い、法令及び社会規範に則った情報セキュリティに関する社内規程を整備するとともに、これらを全役員及び全従業員（パート、アルバイト、派遣社員を含む。以下同じ）に遵守させるものとします。

3. 教育の実施

DIC グループは、本方針及び関連する法令・社会規範・社内規程の遵守徹底を図るため、全役員及び全従業員に対して、情報セキュリティに関する教育を継続して実施します。

4. 情報資産の管理

DIC グループは、情報資産に対する不正な侵入、漏洩、改ざん、紛失、破壊、利用妨害等が発生しないよう、適切な情報セキュリティ対策を講じます。

5. 事故発生時の対応

DIC グループは、重大な情報漏洩等の事故が発生した場合には、早急に是正措置を講じ、再発防止を図ります。

6. 見直し及び改善

DIC グループは、情報セキュリティ体制について、定期的に必要な見直し及び改善を実施します。

7. 違反行為に対する対処

DIC グループは、本方針及び情報セキュリティに関する社内規程に違反する行為があった場合には、就業規則に基づく罰則や契約内容等に基づき厳正に対処します。

(※) 機密性：アクセスを認可された者だけが情報にアクセスできることを確実にすること 完全性：情報及び処理方法が、正確であること及び完全であることを保護すること 可用性：認可された利用者が、必要なときに、情報及び関連する資産にアクセスできることを確実にすること
--